

農業者年金に加入しましょう

農業者年金は、将来の年金受給に必要な原資を自ら積み立て、運用していく積立方式です。税金の控除や保険料の国庫助成などのメリットがあります。

対 国民年金の第1号被保険者で、国民年金保険料の免除を受けておらず、年間60日以上農業に従事する20歳以上60歳未満の人

保険料 月額2万円～6万7千円
(千円単位で自由に設定)

問 農業委員会事務局 ☎21-14333
☎23-7700

空き地の除草をお願いします

空き地に雑草が生い茂ると、害虫の発生や火災の原因となり、防犯上も好ましくありません。また、そのまま放置すると隣接地の人にも大変迷惑がかかります。

空き地の所有者(管理者)の人は、年2回以上除草を行い、適正な管理をしましょう。

問 環境政策課 ☎63-5006
☎23-7700

快適で住みよい住宅耐震診断・改修補助金交付制度

地震による既存木造住宅の倒壊等による生命・身体・財産の被害を最小にするため、既存木造住宅の耐震

情報を登録し、公開します。

空き家の売却や賃貸を希望する人

登録申請後、現地調査を行い、登録基準を満たした物件について、市HP等で情報発信を行います。

空き家の利用を希望する人

登録されている空き家から利用を希望する空き家を選び、利用申込みをしてください。

交渉、契約などは、協定締結団体の業者が行います。

移住促進空き家活用補助金交付制度

市内の空き家を有効活用し、市外から転入する人又は市外から転入する人に空き家を提供する人に対して、補助金を交付します。

対象者 ・空き家バンクの利用申込書を提出した人で、市外から転入して5年以上居住する意思がある人(空き家利用者)

空き家バンクの登録の決定を受けた空き家所有者等で、空き家利用者(空き家所有者)に空き家を売却又は賃貸する人(空き家所有者)

対象物件 ・市空き家バンクに登録し、売買又は賃貸借するもの
・昭和56年6月1日時点の耐震基準を満たすもの

市政情報

講座・教室・イベント

募集・求人

健康

高齢者・福祉

ウォーキング

子育て

図書館

相談

市民情報(伝言板・文書)

診断と耐震改修に必要な費用の一部を補助します。

対象建築物	補助率 限度額
耐震診断 次の全てに該当するもの ・既存の木造一戸建て住宅(兼用住宅の場合は、住宅以外の部分の床面積が延べ面積の1/2未満であるもの) ・昭和56年5月31日以前に着工されたもの ・階数が2階以下のもの(地階を除いた階数) ・申請者が所有しているもの	補助率 1/2 限度額 5万円
耐震改修 耐震診断の結果、安全性の「総合評価1.0未満」のもの	補助率 23/100 限度額 20万円

補助金交付基準

申 問 交付申請書に必要書類を添付し、住宅建築課に提出してください。補助金の交付が決定した後、耐震診断・耐震改修に着手するところが補助要件となります(既に着手されているものは対象外です)。なお、申請手続きを第三者に委任することもできます。詳細は、市HP又は住宅建築課へ。

空き家バンクを活用しませんか

空き家の売却又は賃貸を希望する所有者等から提供を受けた空き家の

対象事業 ・空き家利用者による、空き家の購入

空き家利用者又は空き家所有者が発注する空き家のリフォーム工事

対象事業	対象者	補助金の額	補助金限度額	
			基準額	加算額
空き家の購入	空き家利用者	対象事業に要する費用の1/2以内の額	25万円	子育て世帯 5万円 三世帯同居・近居 5万円 市内事業所勤務者 5万円
			20万円	子育て世帯 5万円 三世帯同居・近居 5万円 市内事業所勤務者 5万円 市内業者施工 5万円
空き家のリフォーム工事	空き家利用者 空き家所有者	対象事業に要する費用の1/2以内の額	20万円	子育て世帯 5万円 三世帯同居・近居 5万円 市内業者施工 5万円
			20万円	市内業者施工 5万円

※年度途中でも申請が予算額に達した場合は受付を終了することがあります。

申 問 交付申請書に必要書類を添付し、住宅建築課へ。

☎21-1424 ☎24-8857

道路に枝や雑草類、看板などがはみ出していないですか

歩行者や車両の安全確保のため、土地所有者(管理者)は道路に出ている枝や雑草類の適正な管理をお願い



マイナポイントは9月末まで

□マイナポイント事業とは

マイナンバーカードをお持ちで、マイナポイントの予約・申込みをした人を対象に、キャッシュレス決済でチャージや買い物をした金額の25パーセント(1人当たり上限5,000円)のポイントが付与される事業です。

□ポイントを受け取るためには

マイナンバーカードを4月末までに申請した人は、マイナポイント事業を利用できます。対応のスマートフォンやパソコンをお持ちでない人やパソコン等の操作が不慣れな人は、予約制でマイナポイント手続支援を行っています。希望する人は、事前に市民課までご連絡ください。

ポイントの付与期間は令和3年9月末までです。お早めに手続きをしてください。

□マイナポイント手続支援実施日

火～金曜日午前9時～午後4時(祝日を除く)
※4月末までにマイナンバーカードを申請していない人は、マイナポイント事業を利用することができません。

■共通事項

問 市民課 ☎21-1402 ☎23-2234

マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120-95-0178

します。

また、営業活動等による、看板の設置や商品等の陳列場所として道路・歩道を使わないようお願いいたします。

問 建設管理課

☎21-1420
☎25-2760

浄化槽の法定検査の受検

浄化槽をお使いの人は年1回の法定検査を受検することが法律で義務付けられています。法定検査は、浄化槽の清掃や保守

点検が行われ、浄化機能が十分に発揮されているかを水質等により確認する検査です。

浄化槽を使用していて法定検査を実施していない人は、指定検査機関に連絡し、検査の手続きをしてください。

手数料 5千円(10人槽以下の浄化槽の場合)

問 (一社)埼玉県環境検査研究協会
環境センター ☎048-778-1870
☎24-12888
☎24-12888